

守谷市立学校給食センター整備事業

募集要項



Dream Sight MORIYA

令和元年6月14日
茨城県 守谷市

1 募集要項の定義

守谷市立学校給食センター整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、守谷市（以下「市」という。）が設計・施工一括で発注する「守谷市立学校給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザル方式についての要項である。

募集要項に添付する「守谷市立学校給食センター整備事業プロポーザル要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「守谷市立学校給食センター整備事業様式集」（以下「様式集」という。）及び「守谷市立学校給食センター整備事業プロポーザル事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）は、募集要項と一体のものとする。

なお、募集要項等に記載のない事項については、「募集要項等に関する質問書」で回答するものとする。

2 事業目的

市の学校給食センターは、昭和 59 年に整備（平成 3 年に一部増築）され、老朽化が深刻化している。こうした中、平成 30 年 4 月現在で、一日当たり 6,638 食を提供しているが、児童・生徒数の増加により、令和 6 年に予測される提供食数が施設の調理能力の限界を上回る可能性がある。

学校給食については、平成 9 年に制定された「学校給食衛生管理基準」で施設の設定備や調理過程、配食や保存の方法などの基準が定められているが、市の給食センターは、「学校給食衛生管理基準」が制定される前に整備された施設であることから、物理的に基準に適合していない部分がある。

これらを解消するため、最新の衛生基準を満たし、安全で安心な給食を提供するため、本事業により、新たな学校給食センターを整備し、令和 4 年 4 月までに供用を開始しようとするものである。

3 事業概要

(1) 事業名称

守谷市立学校給食センター整備事業

(2) 事業方式等

設計・施工一括発注（デザインビルド方式）に係る公募型プロポーザル方式による事業者選定

(3) 事業予定地

茨城県守谷市大柏字天神原 1064 番地の 2 他

(4) 計画条件

給食内容	配送先	最大食数	稼働日数	提供開始時期
学校給食	小学校 9 校＋中学校 4 校	8,000 食/日	210 日/年	令和 4 年 4 月

- ・主食（米飯、パン、麺）は、別に委託業者が調理後、各学校へ直接配送する。
- ・米飯は、弁当箱で提供され、喫食後の空箱は、別に委託業者が各学校から直接回収する。将来的には、委託業者から食缶で配送・回収することを検討している。このため給食センターが、米飯用の食器の配送・回収を想定する。

(5) 献立及び食材調達

給食内容	提供献立	献立作成・食材調達
学校給食	3 献立 主食+副食3~4品	守谷市

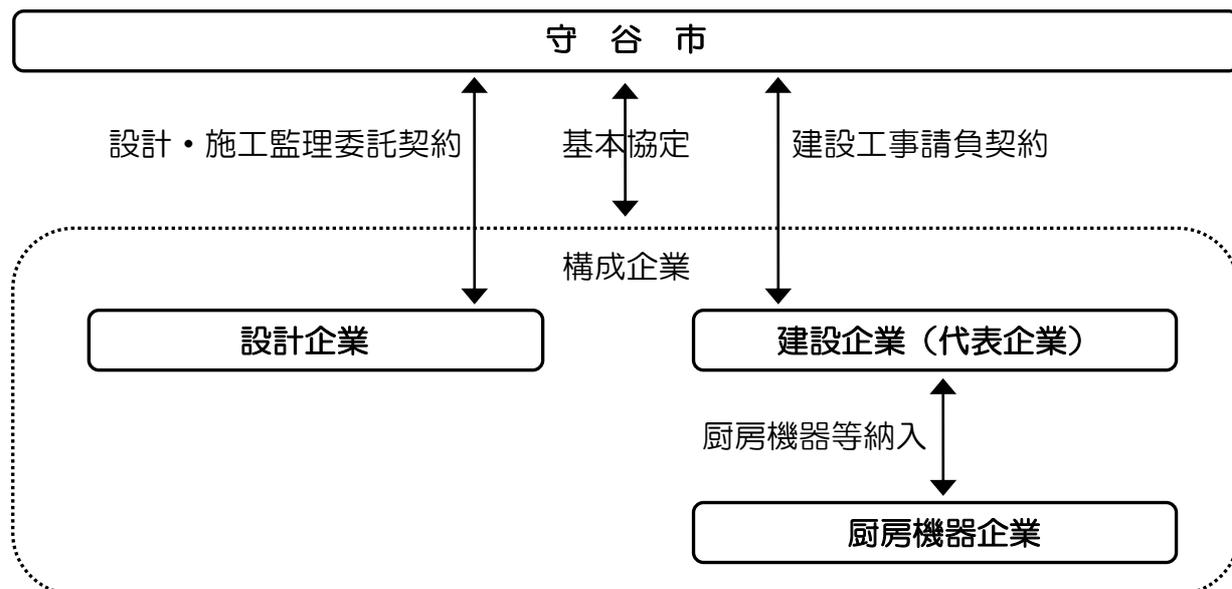
(6) 事業スケジュール

スケジュール	内 容
令和元年9月中旬 契約後~令和2年7月 令和2年3月~令和4年1月 令和4年2月~ 令和4年4月~ 令和4年6月~令和4年8月	仮契約の締結（議決をもって本契約） 基本設計，実施設計 施設整備期間（建設工事） 開業準備 供用開始 既存施設解体・駐車場整備

(7) 事業範囲

- ① 設計及びその他関連業務
 - ア 事前調査業務（用地設計・地質調査等）
 - イ 各種許認可申請等業務
 - ウ 設計業務（基本設計・実施設計）
 - エ 施工監理業務
- ② 建設及びその他関連業務
 - ア 建設工事（敷地造成，付帯施設及び外構，既存施設の解体と跡地における駐車場整備を含む）
 - イ 電気設備工事
 - ウ 機械設備工事
 - エ 厨房機器，調理備品，食器・食缶の調達及び搬入設置（一部，既存設備の移設含む）
 - オ 施設備品（事務機器機等）調達
 - カ 近隣対応及び対策
 - キ 完成検査及び引き渡し
 - ク 新施設への引越し関連業務
- ③ 開業準備支援及びその他関連業務
 - ア 本施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明及び運営に関する助言
 - イ 本施設・各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルの作成
 - ウ 本施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟のための研修
 - エ 調理リハーサル支援
 - オ 本施設PR用のパンフレット及びイメージビデオ作成（本施設で調理する映像含む）
 - カ 供用開始後の運営支援（概ね1か月間）

(8) 事業スキーム



4 事業者の募集・選定

(1) 事業者の募集及び選定方法

透明性・公平性・競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る提案内容及び対価等を総合的に評価する。

(2) 事業者の募集及び選定スケジュール

スケジュール（予定）	内 容
令和元年6月14日	募集要項等の公告
令和元年6月14日～6月21日	募集要項等に関する質問受付期間
令和元年6月18日～7月5日	現地確認会
令和元年6月28日	募集要項等質問に対する回答
令和元年6月14日～7月5日	プロポーザル参加申込及び資格申請書受付
令和元年7月12日	プロポーザル参加資格審査結果通知
令和元年7月16日～8月16日	提案書類の受付期間
令和元年8月23日	提案書類に関するプレゼンテーション
令和元年8月下旬	審査委員会
令和元年9月上旬	審査結果通知
令和元年9月中旬	仮契約の締結（議決をもって本契約）

(3) 応募者の参加資格

① プロポーザル参加者の定義

ア プロポーザル参加者は、市の求める性能を備えた学校給食センターの設計・建設等における企画力・信用力・技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

イ プロポーザル参加者は、以下による参加グループを構成するものとする。

- ・本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）

- ・本施設の設計及び施工監理する企業（以下「設計企業」という。）
 - ・本施設の厨房調理機器等を納入する企業（以下「厨房機器企業」という。）
- ウ プロポーザル参加者の構成企業の変更
 プロポーザル参加資格審査後は、プロポーザル参加者の構成企業の変更及び参加は認めない。
- エ プロポーザル参加資格の確認日以降の取り扱い
 参加資格審査後から最優秀受託候補者決定までの間に、プロポーザル参加者の構成企業にプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該プロポーザル参加者は失格とし、審査対象から除外する。
 ただし、プロポーザル参加者の申出により、市がやむを得ないと認めて承認した場合に限り、プロポーザル参加資格要件を欠くプロポーザル参加者の構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更をできるものとする。
 また、最優秀受託候補者決定から本契約締結までの間に、最優秀受託候補者の構成企業にプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じた場合、当該最優秀受託候補者決定を取り消すものとする。
 この場合、市は、当該最優秀受託候補者以外のプロポーザル参加者のうち、次に評価の高かったもの（以下「次点受託候補者」という。）と契約交渉を行うものとする。
 ただし、プロポーザル参加者の申出により、市がやむを得ないと認めて承認した場合に限り、プロポーザル参加資格要件を欠くプロポーザル参加者の構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。
- ② 代表企業
- ア 建設企業を代表企業とする。
 代表企業は直接建設工事を行なう企業とする。
- イ 代表企業は本プロポーザルの応募手続きや契約手続きを含め、市とグループ企業の調整・協議等における窓口となり、本事業に係る参加グループ内の調整等を行い、市への手続き等は、全て代表企業を通じて行うものとする。
- ③ 複数応募の禁止
 構成企業は、他の参加グループの構成企業になることはできない。
- ④ 構成企業の制限
- ア 設計企業と建設企業は、同一の企業が実施してはならない。
- イ 市が別途発注したアドバイザー業務を実施する企業は、参加グループの構成企業になることはできない。
- ⑤ プロポーザル参加者の共通資格要件
- ア 構成企業の共通資格要件
 プロポーザル参加者は、以下の参加資格要件を満たすものとする。
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定された者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。

ウ 令和元・2年度守谷市競争入札参加資格規程に基づく有資格者名簿に登載された者であること。

エ 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年3月31日規程第10号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

オ 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑥ 構成企業の個別参加資格要件

ア 建設企業

建設企業は、単体企業（以下「単体」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による。

A 単体の要件

- a 守谷市、取手市、常総市、つくばみらい市、つくば市又は龍ヶ崎市内において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本店を有すること。
- b 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること。
- c 建築一式工事業種において直近の経営規模等評価結果通知書の総合評価値が900点以上であり、同建築一式工事業種の年間平均完成工事高が2億円以上であること。

B 共同企業体の要件

- a 構成企業数は2社であること。
- b 各構成企業の出資割合は30%以上であること。
- c 企業体での参加希望者は、自主的に共同企業体を結成すること。
- d 構成企業の代表者の出資比率は、構成企業中最大であること。

I 共同企業体代表者の要件

- i 茨城県内において建設業法に基づく本店を有すること。
- ii 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること。
- iii 建築一式工事業種において直近の経営規模等評価結果通知書の総合評価値が900点以上であり、同建築一式工事業種の年間平均完成工事高が2億円以上であること。

Ⅱ 共同企業体の代表者以外の構成企業の要件

- i 守谷市内において建設業法に基づく本店を有すること。
- ii 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事につき、特定建設業又は一般建設業の許可を受けている守谷市建設工事条件付一般競争入札参加資格格付けがBランク以上の者

C その他

代表企業は、可能な限り下請けとして守谷市内に本社（店）又は支店、営業所を有している企業を起用すること。

イ 設計企業

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 学校給食衛生管理基準（平成9年文部科学省体育局長通知）の制定後に、その基準に適合した同規模程度（原則として一日の調理能力が5,000食以上）の学校給食センターの設計及び施工監理実績を有すること。

ウ 厨房機器企業

- (ア) 本施設と同規模程度（原則として一日の調理能力が5,000食以上）の学校給食センターの厨房機器の納入実績を有すること。

5 プロポーザル参加手続き

(1) 質問及び回答等

- ① 募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- ア 提出期間 令和元年6月14日（金）から令和元年6月21日（金）までの土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 提出方法 様式集に示す「募集要項等に関する質問書（様式1）」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出する。
メールアドレス：kyuushoku@city.moriya.ibaraki.jp
※送信後、確認のため必ず担当者へ受信確認の電話をすること。
担当：守谷市立学校給食センター所長 坂 登司男
電話：0297-48-0253
- ウ 質問回答 令和元年6月28日（金）までにホームページにて公表する。

- ② 現地確認会に関する申し込みは、次のとおり受け付ける。

- ア 希望者は、様式集に示す「現地確認参加申込書（様式3）」に必要事項

を記入し電子メールにより提出する。

メールアドレス：kyuushoku@city.moriya.ibaraki.jp

※送信後、確認のため必ず担当者へ受信確認の電話をすること。

担当：守谷市立学校給食センター所長 坂 登司男

電話：0297-48-0253

(2) 参加申請受付期間及び提出書類等

① 提出期間

令和元年6月14日（金）から令和元年7月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

② 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式4 A4 1枚）

イ 構成企業 実施体制表（様式5 A4 1枚）

ウ 構成企業 会社概要書（様式6 A4 1枚）

エ 参加者の資格審査項目書（様式7 A4 2枚）

オ 監理技術者の業務実績書（様式8 A4 1枚）

カ 配置予定技術者の有資格者数（様式9 A4 1枚）

キ 各担当主任技術者の業務実績書（様式10 A4 1枚）

ク 納税証明書（その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用））

＊証明年月日が参加申請提出日から3ヵ月前の日以降のものに限る。

ケ 一級建築士事務所登録証明（任意様式）

コ 特定建設業許可証明（任意様式）

サ 参加企業の実績表（任意様式）

（食数を証明するもの及び契約書又は注文書の写しを添付）

④ 提出部数 正本1部 副本2部

⑤ 提出方法 提出場所へ持参

⑥ 提出場所 守谷市立学校給食センター

⑦ 参加資格審査結果通知は、令和元年7月12日（金）までに文書により通知する。

6 提案書について

(1) 提案書の提出

参加資格審査結果通知により、審査に合格した事業者は、提案書を以下の要領で提出する。

① 提出期間 令和元年7月16日（火）から令和元年8月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

② 提出書類

ア 提案書（様式11 A4 1枚）

イ 配置図（任意様式 A3 1枚）

ウ 平面図（任意様式 A3 3枚以内）

- エ 立面図（任意様式 A3 2枚以内）
- オ 断面図（任意様式 A3 2枚以内）
- カ 外観イメージ図（任意様式 A3 1枚）
- キ 厨房レイアウト図（任意様式 A3 2枚以内）
- ク 建築設計概要（任意様式 A3 3枚以内）
- ケ 機械設備・電気設備計画（任意様式 A3 2枚以内）
- コ 施設の設計，施工の考え方
 - （ア）設計（任意様式 A3 6枚以内）
 - a 衛生管理基準適応への考え方
 - b 食育推進への考え方
 - c 防災対応への考え方
 - d 環境配慮への考え方
 - e 設計期間短縮の考え方
 - f メンテナンスしやすい設備計画の考え方
 - g 修繕計画の考え方
 - 供用開始から40年間の内容やコストが分かるように作成
 - h 既存施設の調理設備等流用の考え方
 - i アレルギー対応の考え方
 - j 配送車，コンテナの考え方
 - k 炊飯スペースの考え方
 - （イ）施工（任意様式 A3 3枚以内）
 - a 施工計画の考え方
 - b 工程表及び工期短縮の考え方
 - c 工事中の安全管理の考え方
 - d 工事中の品質管理への考え方
 - （ウ）自由提案，独自企画（市民に愛される施設への考え方）（任意様式 A3 1枚以内）
 - （エ）市内企業への発注割合（様式12 A4 1枚）
 - （オ）想定する調理設備，調理備品（任意様式 A3 12枚以内）
 - a 主要調理設備機器・調理備品の概要・特徴
 - b 調理設備機器リスト（品名・型式・数量・仕様）
 - c 調理備品リスト（品名・型式・数量・仕様）
 - （共通：既存施設の調理設備の流用が分かるように表示）
 - （カ）開業準備（任意様式 A3 3枚以内）
 - a 施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明及び運営に関する助言の考え方
 - b 施設・各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルの作成に関する考え方
 - c 施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟用研修の考え方
 - d 調理リハーサル支援の考え方
 - e 施設PR用のパンフレット及びイメージビデオ（本施設で調理する映像含む）作成の考え方
 - f 供用開始後の運営支援の考え方

- サ 想定する施設備品（事務機等）（任意様式 A3 4枚以内）
- シ 構成企業の納入実績（任意様式 A4 1枚）
- ス 実施体制（様式5 A4 1枚以内）
- セ 提案価格書（様式13 A4 1枚）
 - 事業費内訳書（様式14 A4 1枚）
 - 各業務内訳書（様式15 A4 1枚）

ソ その他

（ア）全体配置図には、次の概要を記載すること。

- ・建築物，設備機器，排水処理施設，その他構造物等の配置
- ・車両出入口，駐車場，駐輪場，トラックバースの配置

（イ）施設平面図には、次の概要を記載すること。

- ・建築物の主要な寸法及び各諸室の面積
- ・調理設備の配置
- ・汚染と非汚染の区域，調理員及び食材と食品の動線，見学者動線

- ③ 提出部数 正本1部（企業名記載有り）と副本13部（企業名無し）
 なお、次の書類は、他の提案書類のファイルと一緒に綴じず、別途正本1部、副本2部をファイル綴じとして提出する。

実施体制（様式5）、提案書（様式11）、市内企業への発注割合（様式12）、提案価格書（様式13）、事業費内訳書（様式14）、各業務内訳書（様式15）

- ④ 提出方法 提出場所へ持参
- ⑤ 提出場所 守谷市立学校給食センター
- ⑥ 作成方法 募集要項及び様式集に定めるところに従い作成する。

(2) 提案価格書の確認等

- ① 消費税及び地方消費税を含む額とし、提案価格上限額を超えない額とする。（様式13と齟齬のない額）

- ② 提案価格上限額
 3,589,025,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ③ 確認方法
 市は、提出された提案書類が実施要項等の指定どおりに整い、提案価格が、提案価格上限額の範囲内であることを確認する。
 提案価格が提案価格上限額を超える場合は、失格とする。

(3) プレゼンテーションの実施

提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。

- ① 実施日 令和元年8月23日（金）
- ② 開催場所 守谷市役所（詳細は後日通知）
- ③ スクリーンは市で準備するが、パソコンとプロジェクターは、プロポーザル参加者で用意すること。
- ④ プロポーザル参加者の会場への入室は、6名以内とする。
- ⑤ プロポーザル参加者は、提案書に記載されたこと以外の書類を配付することはできない。
- ⑥ プレゼンテーションは、以下の時間配分（但し、応募者数により変更す

る場合がある)で実施する。

- ・機材の準備 : 5分
- ・参加者からの説明 : 20分
- ・質疑応答 : 20分

7 審査及び結果について

(1) 審査及び選定に関する手順

事業者選定に当たり、市は「守谷市立学校給食センター整備事業プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

審査委員会は、評価項目に記載される事項について審査し、事業者選定に関する評価と審査を行う。

最も点数の高いプロポーザル参加者を最優秀受託候補者とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、プロポーザル参加者に対して書面により通知する。また、決定後2か月を目途に審査講評を市ホームページに公開する。

選定結果及び審査講評に関する問い合わせには応じない。

(3) 選定結果の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 受付期間を過ぎて提出された場合
- ③ 軽微な誤字脱字を除く重要な誤記載がある場合

8. 契約に関する事項

(1) 契約及び協議

市は、最優秀受託候補者決定後、当該最優秀受託候補者との間で契約内容について協議を行い、基本協定及び契約を締結する。

① 基本協定の締結

市は、構成企業と事業全体の基本協定を締結する。

② 契約の締結

・市は、設計企業と「設計・施工監理業務」の契約を締結する。

・市は、建設企業と「建設工事」の仮契約を締結する。

建設工事の仮契約は、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生じる。

③ 設計内容の協議

市は、最優秀受託候補者決定後、設計(基本設計・実施設計)に関する協議を行う。

(2) 契約の枠組み

① 契約当事者

市及び建設企業、設計企業

② 本契約の締結予定時期

設計企業 令和元年9月下旬

建設企業 令和元年9月下旬

(3) 契約期間

議決日の翌日から令和4年8月31日まで

- (4) 契約内容
詳細は、契約書で規定する。
- (5) 契約額の変更
要求水準書に記載されない事項や、諸条件に変更が生じる場合の契約額の変更は、別途協議する。

9 その他

- (1) リスク分担
本事業に伴い発生するリスクについては、原則として、事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。
- (2) 募集要項の承諾
応募者は「プロポーザル参加申込書」の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとする。
- (3) 費用負担
本プロポーザルの応募、提案書の提出に関して発生した費用は、すべて当該応募者の負担とする。
- (4) 審査書類の取扱い
応募者の審査書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が当該応募者の審査書類を公表、展示その他、市が本事業に関して必要と認められる用途に用いる限りにおいて、応募者は、市がこれを無償で利用することを許諾する。
- (5) 市内企業への発注割合（発注予定金額）は、契約締結後のモニタリング対象となる。
- (6) その他
様式1から様式12については、統一様式とするので、市公式ホームページからダウンロードする。
- (7) 募集要項等に関する問い合わせ先
守谷市立学校給食センター
所長 坂 登司男
〒302-0116 茨城県守谷市大柏 1064 番地の2
TEL 0297-48-0253 FAX 0297-48-5388
E-mail kyuushoku@city.moriya.ibaraki.jp